

D 2 - 8

5 年 保 存 (常)
(令 和 8 年 12 月 31 日 まで)

F N . D 2 - 7 - 0
鹿 交 指 第 1 2 2 号
令 和 3 年 9 月 1 5 日

各署長 殿

本 部 長
担当 交通特捜係 TEL

暴走族追放協力員の運用について (通達)

見出しのことについては、「暴走族追放協力員の運用について (通達)」(令和2年3月18日付け鹿交指第42号。以下「旧通達」という。)に基づき運用しているところであるが、最近、県内では、暴走族による集団的な暴走行為が大幅に減少する一方で、二輪車による散発的な暴走行為に関する110番通報が増加しているほか、違法旧車會構成員が改造車を連ねて定期的に集団走行会を開催するなど、暴走行為の形態も大幅に変化している。そこで、下記のとおり各所属の暴走族追放協力員(以下「協力員」という。)の定数等を見直したので、各所属にあっては、適任者を協力員として委嘱の上、効果的な運用に努められたい。

なお、この通達は令和3年10月1日から施行し、旧通達は令和3年9月30日限り廃止する。

記

1 趣旨

暴走族、暴走志向者、違法旧車會構成員等(以下「暴走族等」という。)による暴走行為の抑止を強力に推進するためには、各地域における暴走族等の実態把握が必要であることから、協力員による通報体制を確立するとともに、協力員が地域の中心となって暴走族等追放の気運を盛り上げ、暴走行為の根絶を推進しようとするものである。

2 協力員の選考基準

署長は、次のいずれかに該当し、かつ、暴走族等の取締りに深い関心と熱意を持ち、その人格及び行状が社会的信用を有する者の中から適任者を選考し、本人の承諾を得た上で協力員として委嘱するものとする。

- (1) 暴走族等のい集場所又は走行路線の付近に居住し、又は勤務する者
- (2) タクシー運転者や、主として夜間の交通運輸業務又は警備業務に従事する者
- (3) 自動車(自動二輪車)販売・整備業者、深夜営業のガソリンスタンド、コンビニエンスストアなど、暴走族等が出入りする場所の関係者
- (4) 町内会、婦人会等の役員等地域社会活動を活発に行う者
- (5) その他暴走族等の取締りに深い関心を有する者

3 協力員の委嘱，解嘱等

- (1) 署長は，委嘱状（別記第1号様式）により協力員を委嘱するものとする。
- (2) 署長は，協力員から辞職の申出があったとき，又は協力員が他の管内へ転出したときは，辞職を承認するものとする。
- (3) 署長は，協力員として委嘱しておくことが適当でない事由又は協力員としての活動ができないと認める事由が生じたときは，その任期中にかかわらず解嘱できるものとする。

4 協力員の任期及び定数

- (1) 協力員の任期は2年とする。ただし，再委嘱を妨げない。
- (2) 各所属の協力員の定数は，別表に定めるとおりとするが，管内の情勢に応じて，増減を認める。
- (3) 協力員の委嘱日は，原則として，1月1日付けとする。
なお，委嘱中協力員の再委嘱日は，委嘱期限が満了する翌年の1月1日付けとする。

5 協力員の任務

協力員は，次に掲げる事項を現認し，又は認知した時は，その状況を速やかに警察署に通報するものとする。

- (1) 暴走族等のい集
- (2) 暴走族等の爆音暴走行為
- (3) 暴走族等による集団走行に関する情報
- (4) 不法改造車両の所有者，使用者等
- (5) ツイッター等のSNSに掲示された暴走族等に関する情報等
- (6) 車両の不法改造等を行うおそれのある修理業者，事業所等
- (7) その他暴走族等の取締り上参考となる事項

6 通報の方法

協力員から署に対する通報は，口頭又は電話により行うものとする（緊急の場合においては110番通報により行うものとする。）。

7 通報に対する措置

協力員から通報を受理した場合は，よう撃的取締り及び捜査，その他所要の措置を執ること。

8 協力員との情報交換

協力員とは，交通課員のみならず，地域係，少年係等と連携して積極的に情報交換を行い，管内の暴走族等の情勢に関する認識の共有を図ること。

9 賞揚

協力員からの通報を受理した場合は，適切に謝意を表するとともに，それが検挙に結びついた場合等は，その程度に応じて賞揚を行うなど，良好な関係保持と協力意識の醸成に努めることとする。

10 運用上の留意事項

- (1) この通達に規定する協力員の活動は，地域社会の警察に対する任意の協力援助であることを念頭に置き，必要以上の負担等をかけないこととする。

- (2) 協力員が通報したことにより，当該協力員自身が危害を受けるおそれがある場合は，その保護に万全の措置を講ずるものとする。
- (3) 協力員の活動については，特別の権限が付与されたものとの誤った認識を持たせないよう指導，助言する。

11 報告

署長は，協力員を委嘱（再委嘱）した場合は，その都度，協力員名簿（別記第2号様式）を作成し，交通指導課長を経由して本職に報告するものとする。

別表（４の（２）関係）

警 察 署 別 定 数

署 別	定数	署 別	定数	署 別	定数
鹿児島中央	3	さ つ ま	1	錦 江	1
鹿児島西	3	阿 久 根	1	種 子 島	1
鹿児島南	3	出 水	1	屋 久 島	1
指 宿	1	伊 佐 湧 水	1	奄 美	2
南 九 州	1	始 良	1	瀬 戸 内	1
枕 崎	1	霧 島	2	徳 之 島	1
南 さ つ ま	1	曾 於	1	沖 永 良 部	1
日 置	1	志 布 志	1	合 計 37 人	
いちき串木野	1	肝 付	1		
薩 摩 川 内	2	鹿 屋	2		

委 嘱 状

第 号

住所

氏名 殿

あなたを 警察署暴走族

追放協力員に委嘱します

年 月 日

警察署長

別記第2号様式(11関係)

協 力 員 名 簿

	署 長	副署長 次 長	課 長	代 理	主 任	係
選 定 年 月 日			年 月 日			
地域警察官 受持区名						
本 籍						
住 居	(TEL -)					
職 業			その他役職名			
ふりがな 氏名			生年月日	年 月 日		
主な経歴						